

※お申し込みいただく前に別途お渡りする「国内募集型企画旅行条件書」を必ずお読みください。

## ご旅行条件(抜粋)

### 【募集型企画旅行契約】

- ・この旅行は日通旅行株式会社(東京都千代田区大手町1-6-1、観光庁長官登録旅行業第1937号)(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- ・旅行契約の内容: 条件は、当パンフレットによるほか、別途お渡りする国内募集型企画旅行条件書、確定書面(最終日程表)及び当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

### 【旅行のお申し込み・契約成立の時期】

- ・当社所定の旅行申込書にご記入のうえ、FAXにてお申し込みいただきます。
- ・お客様との旅行契約については、当社の承諾と旅行代金の受理をもって成立するものといたします。

### 【旅行代金のお支払い】

- ・残金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

### 【旅行代金に含まれるもの】

- ・旅行日程に明示した利用交通機関の運賃・料金、バス料金、キャディフィ、カートフィ、利用税、ロッカーフィ、諸経費
- ・旅行日程に明示した食事料金及び税・サービス料
- ・添乗員付コースの場合の添乗員同行費用

### 【旅行代金に含まれないもの】

- ・クリーニング代、追加飲食代その他個人的性質の諸費用(レンタル代、売店利用代)及びそれに伴う税・サービス料
- ・お客様の傷害・疾病に対する医療費

### 【旅行契約内容・代金の変更】

- ・当社は旅行契約の内容を変更し、旅行代金を変更することがあります。詳しくは「条件書」によります。

### 【取消料】

- ・お客様はいつでも下記取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

#### ■日帰り旅行取消料

旅行開始日の前日から起算して			旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始後の解除及び無連絡不参加
11日前まで	10日～8日前	7日～2日前	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%
無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%			

#### ■宿泊を伴う旅行取消料

旅行開始日の前日から起算して			旅行開始日の前日	旅行開始日の当日	旅行開始後の解除及び無連絡不参加
21日前まで	20日～8日前	7日～2日前	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%
無料	旅行代金の20% (もしくは申込金の金額)	旅行代金の30%			

### 【当社の責任】

- ・当社は当社又は手配代行者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償いたします。
- ・お荷物に関する賠償限度額は当社の故意または重大過失による場合を除きお一人15万円までとし、損害発生の日から起算して14日以内に通知された場合に限ります。
- ・その他「条件書」によります。

### 【特別補償】

- ・当社は責任の有無にかかわらず、お客様が当旅行中、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。詳しくは「条件書」によります。

### 【旅程保証】

- ・旅行日程に重要な変更が行なわれた場合には、当社はその変更の内容に応じて変更補償金を支払います。詳しくは「条件書」によります。

### 【お客様の責任】

- ・当社はおお客様の故意又は過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被った時はお客様から損害の賠償を申し受けず。

### 【クレジットカード利用の通信契約】

- ・当社は当社が提携するクレジットカード会社の会員(以下「会員」といいます。)から、会員の署名なくして旅行代金等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。)を条件に電話その他の通信手段による旅行のお申し込みを受ける場合があります。その場合、会員は「出発日」「旅行名」に加えて「カード名」「カード番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。
- ・通信契約による旅行契約は、電話による申し込みの場合、当社が受諾した時に成立し、その他の通信手段による申し込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。
- ・通信契約での「カード利用日」は、会員および当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払いまたは払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

### 【最少催行人員】

- ・日程表に記載。これに満たない場合、旅行の実施を中止することがあります。ただし、この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については3日目)にあたる日より前に通知いたします。

### 【最終日程表の交付時期】

- ・確定した主な運送機関名及び宿泊ホテル名が記載された最終日程表は旅行開始日の前日までに交付します。ただし、旅行開始日の7日前以降にお申し込みいただいた場合には旅行開始日当日に交付することがあります。なお、期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

### 【個人情報取り扱いについて】

- ・当社は、旅行申し込みの際にお申込書にご記入いただきましたお客様の個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行の手配において必要な範囲内で運送・宿泊機関等及び手配代行者に提供させていただきます。

### 【旅行条件・旅行代金の基準日】

- ・この旅行条件は、下記の日付を基準としています。  
2018年8月1日

### 旅行企画・実施



観光庁長官登録旅行業第1937号  
東京都千代田区大手町1-6-1



旅行業公正取引  
協議会正会員

お問い合わせ・お申し込み

## 日通旅行株式会社 団体営業部 営業第4課

観光庁長官登録旅行業第1937号/(社)日本旅行業協会正会員

東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル1階

電話: 03-6256-0187 FAX: 03-6212-1523

総合旅行業務取扱管理者: 谷 雄輔

担当: 重松 野田 松森

営業時間: (月～金)09:00～18:00 土・日・祝日は休みです

- 振込銀行 みずほ銀行 第2集中支店  
□座名 義 日通旅行株式会社  
□座番号 (普) 3730304

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。